

苫小牧市告示第145号

平成23年度一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、平成23年度の一般廃棄物処理実施計画を定め、苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項に基づき、下記のとおり告示する。

平成23年4月1日

苫小牧市長 岩倉博文

記

- 1 計画期間 平成23年4月1日～平成24年3月31日
- 2 処理区域 苫小牧市全域
- 3 処理計画量
(1) ごみ処理量 収集対象人口 174,077人

計 画 収 集	家 庭 系	燃やせるごみ	34,365 t
		燃やせないごみ	3,695 t
		資 源 物	5,196 t
		大 型 ご み	205 t
		計	43,461 t
自 己 搬 入	事 業 系 ・許可業者 ・事業者 ・一般家庭直接 搬入ごみ	燃やせるごみ	22,480 t
		燃やせないごみ	3,964 t
		資 源 物	115 t
		計	26,559 t
合 計			70,020 t

(2) し尿処理量

計 画 収 集	委 託	13,771kℓ
---------	-----	----------

(3) 浄化槽汚泥等の処理量

業 者 搬 入	浄 化 槽 汚 泥	3,228kℓ
	雑 排 水	377kℓ
	計	3,605kℓ

4 関係を有する他の市町村からの受け入れ

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第4項に基づき、再生利用を目的とするものに限って受け入れるものとし、その種類、処理量を定める。(平成23年3月末における搬入計画書による)

・ 缶	110 t
・ びん	500 t
・ ペットボトル	160 t
・ その他のプラスチック	130 t
・ 汚泥	10 t

(2) 北海道の策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき安平・厚真行政事務組合からの受け入れを行う。

構成町 (安平町・厚真町)

受け入れる廃棄物

・ 燃やせるごみ	2,576 t
・ 燃やせないごみ	226 t
・ 資源物	250 t
・ 破碎不燃物	95 t
計	3,147 t

(3) 本市に設置される特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定取引場所を以下に示す。

- ・ 栗林海陸輸送株式会社
苫小牧市新明町1丁目6番3号
- ・ 北海道日立物流サービス株式会社 苫小牧物流センター
苫小牧市新開町3丁目7番1号

5 排出抑制、減量化の方策

(1) 苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会

ごみの減量、資源化を全市的な運動とすることを目的に、資源回収登録団体の組織として設立され、集団回収活動が効率よく行われるよう情報提供及び資源回収団体の拡大等を行う。また、リサイクルに対する知識を深めるため、再資源化企業の視察研修等も実施する。

(2) 資源回収団体の登録制度

地域住民の自発的な集団回収が効率的に実施されるよう回収団体を登録制にし、団体相互の情報交換と連携強化するなど、実情をより把握する。

(3) リサイクルハウス設置事業助成制度

集団回収団体による資源物の一時保管場所として「リサイクルハウス」設置に係る助成制度を実施する。

(4) 資源回収団体奨励金制度

集団回収活動の推進を図るため、古紙類（新聞紙、ダンボール、雑誌等）を対象に資源回収登録団体に対する奨励金制度を実施する。

(5) 苫小牧上質古紙リサイクル推進会議

回収ルートにのっていないOA紙のリサイクル推進を目的として、事業所、団体、行政からなる委員会を組織し、上質古紙の回収を促進させる。

(6) 生ごみ堆肥化容器、密閉式堆肥化容器、電動生ごみ処理機購入者への助成制度

ごみの減量化、資源化を図るため、家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、購入者に対し助成金を交付する。

(7) 家庭用廃食油資源化促進事業

ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、市役所、スーパー等に回収拠点を設置して、市内社会福祉施設で車両用代替燃料としてリサイクルする事業を実施する。

(8) リサイクルプラザの市民開放

家庭で不要になったがまだ使用できる家具・自転車などを修理し、展示、販売するとともに、リサイクル製品の展示、情報の提供を行い、また、紙すきや廃食用油からの石鹸作りの体験、さらには、リサイクル活動団体のイベント開催や交流の場として市民に開放することにより、ごみの減量、リサイクルに対する意識啓発を促進する。

(9) ごみ減量・リサイクルの意識啓発活動

「広報とまこまい」「クリーンとまこまい」「リサイクルだより」「小学校副読本」「中学校副読本」等による紙上啓発、「クリーン懇談会」、「出前講座」や事業者への分別、減量指導、清掃施設見学会等を通して積極的な市民へのごみ減量・リサイクルの意識啓発に努める。

(10) エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指してノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等、環境負荷への低減を積極的に行っている店舗に対して、苫小牧市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施する。

(11) ノーレジ袋・マイバッグ持参運動

市民、事業者、行政の協働による環境にやさしいライフスタイルの確立の一環として、マイバッグ持参・レジ袋削減に向けた取組みを推進し、市民や事業者の理解と協力が得られるよう啓発活動を行う。

(12) 古着・古布の拠点回収事業

平成21年度から実施している古着・古布について、ごみ減量化、資源の有効利用促進を図るため、市役所、のぞみ・豊川・住吉・沼ノ端コミュニティセンター、リサイクルプラザ苫小牧に回収拠点を設置して、市内社会福祉施設で回収し工業用ウエスなどにリサイクルする事業を実施する。

(13) その他

19年度から環境教育の一環として実施している「ペットボトルキャップ集め」を実施する。

(14) 資源物収集の継続実施と拡大

平成9年度から開始した缶・びん・飲料用紙パックの資源物収集、13年度から開始したペットボトルの資源物収集及び22年度から開始したプラスチックの資源収集も継続して実施する。また、事業所で個人が消費した缶・びん・飲料用紙パック、ペットボトル、プラスチックについては、家庭から排出される基準に準じて排出されることを条件に、資源化センターに搬入することができ、さらに事業者にも積極的に資源物の分別収集を行うよう指導する。

缶 アルミ缶、スチール缶をアルミ、鉄の原料として再生利用
びん 生きびん及び、びんの原料としての再利用と道路舗装用骨材として利用
ペットボトル . . . 繊維製品、容器などの原料として再生利用
紙パック トイレットペーパーなどの原料として再生利用
プラスチック類 . . . プラスチックの原料や固形燃料として再生利用

6 排出及び処理の方法

種 類	排出方法	収集方法	収集形態	処理方法	
一般家庭の日常生活から排出されるごみ	燃やせるごみ	半透明袋に入れ午前8時45分までにステーションに排出	週2回ステーション収集	委 託	沼ノ端クリーンセンターと糸井清掃センターで焼却
	燃やせないごみ	半透明袋に入れ午前8時45分までにステーションに排出、乾電池とスプレー缶・携帯ボンベはそれぞれ別袋で排出	月2回ステーション収集	委 託	沼ノ端クリーンセンターで破碎後柏原理立処分場で埋立
	資 源	缶・びんはともに、ペットボトルは別の透明な袋に入れて、紙パックは紐で縛って午前8時45分までにステーションに排出	月2回ステーション収集	委 託	沼ノ端資源化センターで選別後再生利用
		プラスチック類は別の透明な袋に入れて午前8時45分までにステーションに排出	週1回ステーション収集	直 営 委 託	中間処理施設により選別後再生利用
	大型ごみ(有料)	指定された場所へ大型ごみの処理券を貼って排出又は自己搬入	委託業者が電話受付により戸別収集	委 託	沼ノ端クリーンセンターで破碎後柏原理立処分場で埋立
	一時多量ごみ	一時排出量が150ℓ以上の多量ごみは、排出者自ら又は許可業者により、上記ごみ区分に応じて各処理施設へ搬入するよう指導する			
事業さ 活れ 動る に一 伴般 い廃 排棄 出物	燃やせるごみ	排出者自ら又は許可業者により、糸井清掃センター、沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、焼却処理する			
	燃やせないごみ	排出者自ら又は許可業者により、沼ノ端クリーンセンターへ搬入し、破碎処理後、柏原理立処分場で埋立処理する			
	資 源	排出者自ら又は許可業者により苫小牧市資源化センターへ搬入し再生利用			

7 施設の概要

施設名	所在地	受入時間と休業日
沼ノ端クリーンセンター	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	受入時間 8:00～19:00 休業日 日曜日と1月1日から1月2日
糸井清掃センター	苫小牧市字糸井402番地の4	受入時間 8:00～19:00 休業日 日曜日と1月1日から1月2日
資源化センター	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	受入時間 8:45～17:15 ※上記時間以外については、市と協議が必要 休業日 日曜日と12月31日から1月3日
柏原理立処分場	苫小牧市字柏原13番地・221番地	受入時間 9:00～17:00 休業日 日曜日と1月1日から1月2日
西町し尿・雑排水処理施設	苫小牧市元町3丁目5番3号 (西町下水処理センター内)	受入時間 8:45～16:50 休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日及び国民の休日、12月31日から1月5日
リサイクルプラザ 苫小牧	苫小牧市字沼ノ端2番地の25	開館時間 9:30～17:00 休館日 月曜日、国民の祝日及び国民の休日、12月31日から1月5日

8 搬入禁止物及び処理不適物（適正処理困難指定物含む）

- ・ 医療機関、診療所等から排出される、注射器、注射針、血液の付着したガーゼ等、感染の恐れのある廃棄物（感染性産業廃棄物、感毒性一般廃棄物）。
- ・ 硫酸、塩酸、農薬、その他毒性のある薬物等。
- ・ 火薬、マッチ、ガスボンベ、ガソリン、廃油、塗料、シンナー等の爆発性、引火性のあるもの。
- ・ 廃タイヤ、スプリング入りマットレス及びソファ、バッテリー、消火器等
- ・ 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、テレビ、エアコン
（平成13年4月1日から、冷凍庫は平成16年4月1日から）
- ・ 家庭用廃パソコン
（平成15年10月1日から）
- ・ 液晶テレビ・乾燥機
（平成21年4月1日から）

※ 上記のものは、許可業者か取扱店、販売店、メーカーに依頼するよう指導する。

- ・ 「燃やせるごみ」のうち、最長の辺又は径が50センチメートルを越えるもの（ただし、樹木の幹及び枝については、径が12センチメートル、長さが50センチメートルを超えるものは、糸井清掃センター及び沼ノ端クリーンセンターで処理ができないので搬入は不可。
 - ・ 「燃やせないごみ」のうち、下記の場合は、沼ノ端クリーンセンターでの破碎処理ができないので、搬入は不可。
 - ・ 市の施設は、一般廃棄物を処理する施設であることから、産業廃棄物は搬入することはできません。
- (1) おおむね縦2メートル、横1メートル及び高さ60センチメートルの容器に収納できない形状のもの。ただし、金属くずについては次に掲げる形状のもの
- ア. 管状のものは、径が5センチメートル、長さが2メートルを超えるもの。
 - イ. 棒状のものは、径が1センチメートル、長さが40センチメートルを超えるもの。
 - ウ. 板状のものは、厚さが1.6ミリメートル、各辺の長さが40センチメートルを超えるもの。
- (2) 最大の辺、又は径がおおむね150センチメートルを超えるもの。